

5	2017	10	13～ 14	軸受部品を作る機械（単能機）でバイト（切削刃）を交換する際、本来は停止ボタンを押してから作業する決まりになっていたのだが、それを怠り作業していた。加工した品物が通過センサーを通ると、また機械が動くのだが、停止ボタンを押さずに作業したため、センサーに肘が当たり機械が動き指を挟まれた。	59	7	11301	30～ 49
6	2017	10	15～ 16	当社鉄工作業場にて機械部品を旋盤で制作中、材料をチャックに挟み、バイトで切削した。その後、仕上がりが粗かったため、材料をサンドペーパーで磨いていたところ、左手にはめた軍手がチャックに触れ手袋ごと回転し（機械は手前に回転する）、左手示・中・環指を負傷した。左手が回転した際に慌てて右手で左手をかばったため、右手示指中指も負傷したものである。	76	7	11203	10～ 29
7	2017	10	14～ 15	長尺旋盤でステンレスロールφ130×3mの軸受け部を、バイトで切削し、より精密に仕上げ加工を行うため、軸受け部の軸ハメアイ公差に研磨代0.02をつけて加工後、布ヤスリペーパーを使い工作物を回転させて指で掴み、公差内にする作業をしていた時にペーパーが工作物にくいつき、手袋をしていた指もろとも巻きこまれてしまった。	63	7	11301	10～ 29
8	2017	10	13～ 14	本社工場内において、旋盤（120cm×180cm）のワークに取り付けたピン（φ14×350mm）の錆びを落とそうとして、回転中のピンをウエスで拭く作業をしていた。その際、軍手をしたまま行ったため、回転中のワークにウエスと軍手の繊維が引っかかり、右手人差し指が巻き込まれ、第二関節上を切断した。	63	7	11209	30～ 49
9	2017	10	9～ 10	当社機械加工場、旋盤にて部品加工中、旋盤にシャフトをセットし、サンドペーパーで磨く時にサンドペーパーの長さが20cm（不安全段取）ほどあったため、ペーパーが巻き込ま	47	7	11301	10～ 29

				れ、同時に手も一緒に巻き込まれてしまい、左示指、左手・前腕部を負傷した。				
10	2017	10	13～ 14	社内の旋盤にて、ローラーの軸をペーパー加工中、誤って巻き込まれ右指、左手首を負傷した。	34	7	11301	10～ 29
11	2017	10	15～ 16	第二工場内でNC旋盤作業工程にて、ワーク（材料）を加工治具（ワークを挟む為、3個爪）にて、セットする際に右手でワークを3個爪で押さえた時に爪に指がかかっているかを確認しないでペダルで3個爪を固定してしまった。すぐに固定を解除したが、すでに指の爪（右手人差し指）がはがれ皮膚も裂かれた状態になり、指の接合は無理で右手人差し指の第一関節で切断と診断された。	46	7	11403	10～ 29
12	2017	10	17～ 18	施盤作業中製品が熱くなって素手では持てられないため、左手のみ手袋を使用していた。製品の切りカスが機械に巻き込まれ、その時切りカスが手袋に付き、左手、薬指と小指にも付き、巻き込まれてしまった。	42	7	11209	10～ 29
13	2017	10	13～ 14	工場内で、自動施盤で、巾決め外径削り工程で外径を削っていた。機械を回転させたまま削った切粉を左手で取り除こうとして、切粉を持ったら切粉の反対側が機械に巻きつき、左手が機械に触れてしまい怪我をした。	49	7	11209	1～9
14	2017	10	0～1	第二金型工場材料を旋盤でピーリング作業中、足元に糸状の切粉が溜まったので、右足で退けた時に、右足に絡んだので、右手で切粉を持ち上げたら、切粉が旋盤の爪に引っ掛かり、引っ張られて、右手人差し指を切った。	43	8	11502	100 ～ 299
15	2017	10	16～ 17	NC作業中、フランジチャックキズが発生した為、主軸を回転させペーパーをかけている際、右手がチャックに触れたことで驚き、右側の刃物に当たって薬指を負傷した。	31	8	11403	30～ 49
16	2017	9	11～	架台製作中、資材を加工する際にドリルを使用し、キリが資材に挟まりハンドルに右手を巻き込まれて右薬指と小指を負	23	7	30309	10～

			12	傷した。					29
17	2017	9	14~ 15	旋盤装置においてロールの加工作業中、回転する加工品に付着した切粉に、右腕を巻き込まれ、右手前腕部で裂断した。	40	7	11301		30~ 49
18	2017	8	14~ 15	被災者は作業の段取りを習得するため、指導者より災害事例の説明後、指導者の下で練習作業をしていた。一連の動きの中で、振れ止めを移動させる作業で、本人の不注意から、説明されていた手を入れてはいけない部分へ左手を入れ移動させたため、小指を挟み込み、切断した。	56	7	10909		100 ~ 299
19	2017	8	11~ 12	旋盤作業中、左手を機械に巻き込まれて、手首を損傷した。	31	7	11301		1~9
20	2017	8	14~ 15	当工場内で金属製ねじを汎用旋盤で加工する作業中、機材を動かしたままねじに付いた削りくずを布で拭きとろうとした際、布と右手の小指が機械に巻き込まれて切断し、救急車で搬送された。（内径ネジに巻き込まれてちぎれてしまった。）	27	7	11301		50~ 99
21	2017	7	8~9	製作工場内において、汎用旋盤を使用して、製品（φ30×60L）をチャッキングし布ヤスリ掛け作業中軍手を着用していたため、軍手が布ヤスリ及びチャックに絡まり人差し指が巻きこまれ、爪部から上を損傷。	68	7	11301		10~ 29
22	2017	7	16~17	CNC旋盤で、筒形の形鋼を切断する工程中、切断後の製品に糸状の鉄のキリコが付着していたため、キリコを左手で取り除こうとした際に、負傷した。通常は、ペンチを使用して取り除いているが、今回は、かんたんに取れるものと思い、手で引っ張ってしまった。	23	8	170209		10~ 29
23	2017	7	11~12	立旋盤機のテーブルの上で機械を止めて段取りを変える時、降りようとしたところ、手が滑って落ちそうになり、右足で落ちないように踏ん張った。その際右足のひざ内側の筋を痛	38	19	11301		10~ 29

				めた。				
24	2017	7	20~21	工場内において、マシニングセンター内でテレスコカバーに 乗り治具を取り付けていたところ、バランスを崩し滑って転 倒（転落）した際、右手第四指を負傷したもの。	38	1	11301	50~ 99
25	2017	7	12~13	工場内で旋盤にてスクリュー軸の仕上げ加工をしている時に スクリュー部分で右手を叩いてしまい右手中指を骨折・腱を 負傷してしまった。	67	6	11301	10~ 29
26	2017	7	17~18	本社工場内にて加工前の準備作業として、材料である鉄の丸 棒の皮むき（錆取りなどの表面をきれいにする）を旋盤 を使用し丸棒を回転させながら行っていた際に、作業済みの 表面部分に気になるところがあり、手袋をした状態で触れた ところ、残っていた表面の凹凸に手袋が引っ掛かってしま い、慌てて手袋から手を引き抜こうとした際に強い負荷がか かり負傷したものである。	68	7	11301	30~ 49
27	2017	6	16~ 17	作業中、同僚が探している刃物を一緒に探そうと思い、作業 を中断して動かそうとした時に勢い余って、操作盤のレバーで 手首を強打し負傷した。	63	3	11301	300 ~ 499
28	2017	6	16~ 17	工場内において旋盤で材料を加工中、削り屑が材料に巻きつ くのを防ごうとして思わず左手を出してしまい、切り屑で手 の平側の親指第1と第2関節の間を損傷した。	31	7	11209	10~ 29
29	2017	6	10~ 11	本社工場において、SPブローチ（金属棒）を汎用旋盤にて荒 加工の作業を行っていた。その際に加工面の確認をしようと 回転しているSPブローチに触れたところ、左手小指（軍手着 用）を巻き込まれ負傷した。	40	7	11305	100 ~ 299
30	2017	6	11~ 12	本社工場1階で、旋盤加工の作業中に、誤って右手親指が回転 部に接触した際、右手親指を創傷した。	30	8	11301	50~ 99
				当社工場内において、旋盤で材料の丸棒（鋼）を切削し、そ				

31	2017	6	10～ 11	その後、表面を滑らかにする為、布のサンドペーパーで磨きをかけていた最中、軍手をはめていた右手が丸棒とペーパーに絡み、右手人差し指を負傷した。	53	7	10903	50～ 99
32	2017	6	14～ 15	被災者は、給材機付NC旋盤を使用していた。受注した空圧制御の部品シャット（φ10×93.5）の成型加工中、被加工材と刃物との間に切削屑が絡まった為、除去すべく備え付けのカギ爪付棒で掻き出そうとしたが上手くいかず、軍手着用のまま全停止（非常停止）ボタンを押すところを、オプションストップボタンを押してしまった。被災者は勘違いし、機械は全停止するものと思い、右手をその間に差し入れ、当該切削屑をつまみ出そうとした時に機械が再稼働し、右手示指DIP関節部を巻き込まれて受傷したものである。	55	7	11301	30～ 49
33	2017	6	14～ 15	旋盤と棒グラインダーを使用して、センターの先端を研磨していたところ、砥石が割れて飛散し、その一つが左腕に当たり損傷した。（床上作業で、ヘルメット、安全靴を着用していた。）	68	4	11301	50～ 99
34	2017	6	15～ 16	会社作業場内において、旋盤上の切りくずを取り除こうしたところ、旋盤からはみ出した状態で引っかかっていた非常に細くて長い（直径0.05mm）切りくずに左手の人差し指を引っかけてしまい、切り傷を負った。	36	8	11301	1～9
35	2017	5	15～ 16	本社第1工場旋盤作業場で、NC旋盤に爪をつけ、治具を取り付け、その治具の取り付け状況を確認するためにチャックを回転させた時、チャックのシリンダーの中に前加工していたプラスチックの端材が入っていて、それに気付かず、機械のドアを開けたまま作業していたため端材が飛び出し、左目の下に当たり切傷及び骨折した。	23	4	11409	50～ 99
36	2017	5	17～ 18	パワーマスターを操作中、加工終了時に刃物台が原点に戻る時、センターと刃物台の間に足が挟まった。	23	7	11301	10～ 29

37	2017	5	17～ 18	工場内にて旋盤機を使用して金属加工を行っていたとき、作業途中にペーパーを使用して手作業で仕上げ作業を行っていた際、誤って回転している部分に左手先端部分及び右手先端部分が巻き込まれた（手袋着用）。	30	7	11301	10～ 29
38	2017	5	20～ 21	本社ピストン加工ライン旋盤機において、製品を機械のチャック部に掴ませたところ、異音がしたので、チャック部を開こうと、フットスイッチを踏んだが、フットスイッチを踏み間違え、センター棒が出る左のフットスイッチを踏んでしまい、チャック部とセンター棒の間に右手の掌中央を挟んだ。	26	7	11502	100 ～ 299
39	2017	5	12～ 13	第一工場にて、治具作りの為、汎用旋盤で丸棒を帯状の布ヤスリで作業中、一旦加工機より離れ他の用で着用した軍手を着けたまま作業を再開した為、回転している丸棒と布ヤスリに軍手が巻き込まれ両腕を負傷した。	67	7	11301	10～ 29
40	2017	5	16～ 17	事故は事務棟1階設備グループ作業場にて、検査場で使用中のアルミ製パイプ裏面の傷及びバリの程度が進んだことから、裏面を研磨することで再度使用可能な状態に戻す為の作業中に起こった。被災者は旋盤を使用し、その回転軸部にパイプを装着固定し、スイッチを入れ回転させ、一方で棒ヤスリにサンドペーパーを重ねてその両端を両手でそれぞれ持って、回転するパイプの処置部にサンドペーパー面を押し付けながら研磨していた。その最中に両腕の力バランスが崩れ、右手の軍手が回転中のパイプに引っ掛かり、そのまま右手がパイプや基部のチャックに巻き込まれ、フットブレーキを踏み機械を止めたが間に合わず、右手を負傷した。	54	7	10902	100 ～ 299
41	2017	5	18～ 19	工場内で自動旋盤を使って真鍮製品の継手を製作するための段取り作業中、機械を停止しないまま油のホースを調整していた時、モーターカバーが下りてきて、カバーとドリル用刃	51	7	11402	30～ 49

				物台に右手中指を挟まれ、第3指末節を負傷した。				
42	2017	5	8~9	自社工場内NC旋盤で、ボルトねじ切り仕上げ加工前の表面が粗かったため、ペーパー（＃150）で、磨き処理をしていたところ、ペーパーが品物に巻き込まれ、ペーパーを持っていた右手が引っ張られて品物にぶつかり、右指を損傷する。	49	7	11301	10~ 29
43	2017	4	13~ 14	工場にて旋盤を使用し、旋削加工を作業員が行っていた。加工作業に集中していたため、機械の旋削部分に近づきすぎている事に気付かなかった。そのまま作業を行った結果、機械に作業服（袖の一部）が巻き込まれ、機械の反対側に飛ばされた。巻き込まれた際に機械の切削部分に指も接触し、右手親指および人差し指と左手小指を負傷した。	43	7	11209	30~ 49
44	2017	4	9~ 10	保全作業場にて旋盤機で研磨作業中、軍手をした右手にサンドペーパーを持って、回転している鉄製の棒を磨いていたところ、サンドペーパーと回転している棒との間に軍手の一部が巻き込まれ、咄嗟に手を引き抜いたが右手中指・薬指を切断、小指を裂創した。	63	7	11109	30~ 49
45	2017	3	7~8	工場内で、毎日ベアリング旋削加工用の機械の暖機運転を行っているが、誤って機械本体と製品切削用バイトの間に手を持って行き、右手中指を挟み、骨折した。	28	7	11301	10~ 29
46	2017	3	16~17	工場内にて旋盤でサンドペーパーをかけているとき、右手が巻き込まれた。	70	7	11301	10~ 29
47	2017	3	13~14	工場内で、自分専用の旋盤に製品を取り付け、ネジ部のバリをペーパーで取る作業をやり始めたときに回転方向に手が取られ、ペーパーを飛ばし、左手の平が直接ネジ部に触りケガをしてしまった。ネジ部の為、皮膚が肉と共に削れて無くなってしまった。通常はペーパーを板に付けてバリ取りを安全にするのだが、直接ペーパーを手にして加工をした事が、ケガにつながった。	56	8	11301	1~9

48	2017	3	17~18	会社事務所において、現場からの旋盤（30kg）を車から降ろして倉庫に入れるため一人で持った際、無理な体勢で持ったため、右肩を負傷した。	54	19	30203	1~9
49	2017	3	17~18	工場内で段取の作業中、製品と機械の刃物を調整するため、回転している製品との隙間に十分な余裕があると思い手を入れた。通常は機械を止めてからやるところを止めずにやってしまったため、回転していた製品に手をぶつけ、左手中指の付け根辺りを深く切った。	53	8	11502	50~99
50	2017	2	18~19	汎用旋盤を使用し厚み30ミリの樹脂の板を26ミリになるように切削加工を行っていた。切削加工中にワークの板材が旋盤から外れ作業者の顔に直撃した。作業者は右目周辺を打撲し、また、鼻と眉の間を創傷した。ワークの板材は300ミリ位の六角形の樹脂板（POM）。	22	4	10899	50~99
51	2017	1	18~19	作業場において、旋盤で作業中に回転しているチャックに左手の中指と人差し指があたってしまい、指2本を負傷した。	33	7	11301	30~49
52	2017	1	9~10	工場内で、慣れない新しい旋盤機械を使って作業をしていた。そのとき作業服が機械に引っ掛かり巻き込まれ、身体が一回転し、右顔面鼻を強く打ち、鼻血が出て、鼻骨骨折・右目内出血を負った。	81	7	11209	10~29
53	2017	1	17~18	旋盤を用いて円筒形のステンレス鋼材の仕上げ加工中に、切粉がワークの周囲に回転しながら飛散している状況を確認し、製品に悪影響が出ないように観察していた際、長さ50cmを超す切粉が発生し、被災者の左人差し指に巻きついてきたので、慌てて手を引き巻き込まれないようにしたが、有色手袋の上から指に至るまで切創した。	61	7	11209	1~9
			14~	樹脂製丸棒製品を旋盤で切削切断加工中の1カット部終了の時、フットブレーキをかけ品物をチャックからハンドルではずす時、膝が手元レバースイッチがぶつかりスイッチが入り				

54	2017	1	15	チャックハンドルがついたままチャックが回転したのでハンドルが飛んできて、よけようとしたが左手小指の先端に当たったようである（個人発言代筆）。	72	4	11209	1～9
55	2016	12	9～ 10	旋盤でネジ切りをしている時に軍手が巻きつき、手が加工物とバイトホルダーに挟まり、骨折した。	72	7	11301	100 ～ 299
56	2016	12	13～ 14	旋盤加工場所にて、旋盤チャックにステンレスパイプをチャックさせ、チャックを回転させながらサンドペーパーを使用して右手で磨く作業を実施している際、作業服の袖が回転しているチャックに引っかかり、右腕が巻き込まれた。	74	7	10902	30～ 49
57	2016	12	11～ 12	工場内で、鉄のリングを旋盤にて切削している時に出るらせん状の長い切りくずが足に巻きついたため、すぐに機械を止めたが間に合わず、左足首を切ってしまった。	72	8	11301	1～9
58	2016	12	3～4	ワークにキズが付くことを確認しようとして、安全カバーのインターロックを短絡にしてカバーを開け、連続運転中の切粉の出方を確認した。その後、連続運転を停止してバイトの前進位置確認の為に手動調整作業を行おうとした際に、「スライド発進ボタン」ではなく「慣し運転ボタン」を押してスライド発進させた。スライドが後退して停止すると思い込んでいた為、チャックされているワークを取ろうとして手を入れ、再発進してきたスライドとワークに左手第二指を挟まれた。	32	7	11203	100 ～ 299
59	2016	12	16～ 17	工場内において、材料を旋盤機でサビ取り中に、回転中のシャフトに巻き込まれ、右手指を負傷した。	40	7	11301	1～9
60	2016	12	17～	軸受外輪旋削加工ライン機械の形番替え作業を行っていた。バイトの位置を調整した後、確認のためのワークをチャックにセットしようとした。右手でワークを持ち、チャックに当	38	8	11209	100 ～

			18	てて左手でチャックのスイッチを操作しようとして、刃物台の前進のスイッチを操作してしまい、前進してきた刃物台とチャックの間に右手の示指と中指が挟まれて受傷した。					299
61	2016	12	14～ 15	加工作業場の縦型旋盤で、加工品がチャックから外れ、左足の甲部に当たり受傷した。	66	4	11102	～	300 499
62	2016	12	15～ 16	NC旋盤にて、朝から機械の調子が悪く、材料の給材時にチェーンがうまく動かず、機械の具合を見るため機械のカバーを外したまま作動させていた。その後、制作された製品がうまくできず、給材機の具合を確認する為うまく動かないチェーンの確認をしていた時、左手にウェスを持ちながら動いているチェーンに触れていたところ、持っていたウェスがチェーンに引っ掛かり、そのまま左手ごと機械に巻き込まれ、左手人差し指の指先を負傷した。	24	7	11301		50～ 99
63	2016	12	9～ 10	旋盤機で鋼羽を旋盤中、鋼羽で頭を打った。	63	6	11301		10～ 29
64	2016	11	16～ 17	工場内に於いて、旋盤を使用して丸棒を細くする加工作業中に、右肘あたりの作業着が丸棒に巻き込まれ、体が回転して投げ出され、頭を機械に打ちつけた。	66	7	11202		1～9
65	2016	11	10～ 11	工場内で旋盤を使用し、鉄の丸棒を削る作業中、削り屑が長くなったので左手で削り屑を握り、右手でカッターを使用し切ろうとした際、削り屑が旋盤に引っ張られたため、削り屑で左手3本を切傷した。	61	8	11402		1～9
66	2016	10	16～ 17	作業場にて旋盤で作業中、切り粉を取ろうとした時、引っかけて右手薬指を切った。	71	8	11301		1～9
67	2016	10	11～ 12	工場に於いて、NC旋盤で品物を加工中、切粉を取り除こうとした時、右手中指が刃物に当たり、圧迫骨折及び裂傷を負傷する。	39	8	11301		10～ 29

68	2016	10	17~ 18	NC旋盤で主軸側に取り付けた治具に商品をはめ込み、芯押軸に装着した治具で商品を固定し、商品の外径側を切削していた。はめ込んだ商品に弛みがあると感じ、左手を商品に添えて起動したために中指の第1関節の一部が商品と芯押側の治具にはさまり、負傷した。	62	7	10805	1~9
69	2016	10	17~ 18	工場内で汎用旋盤に材料を乗せ、材料を掴んでいたチャックを締めたり、緩めたりしながら「芯出し」作業を行っていたところ、チャックを緩めすぎてしまい、チャックから外れて倒れてきた材料と刃物台との間に右手を挟まれ負傷した。	41	7	11209	30~ 49
70	2016	10	16~ 17	NC旋盤自動機械作業中、機械に付着したキリコを取ろうと、機械を止めずに手を入れた為、旋盤機に指をはさまれ、慌てて指を抜いた為、右人差し指を負傷した。	46	7	170101	30~ 49
71	2016	10	16~ 17	NC旋盤自動機械作業中、機械に付着したキリコを取ろうと、機械を止めずに手を入れた為、旋盤機に指をはさまれ、慌てて指を抜いた為、右人差し指を負傷した。	46	7	11209	10~ 29
72	2016	10	9~ 10	金型ヒーター断線によりヒーターを交換しようとしたが、挿入穴の錆等により、ヒーターが金型に挿入できなかった。そのため、ヒーターを旋盤で削り、サンドペーパーで切削表面を均等にする作業をしていた。その際、右手の軍手が機械に巻き込まれ、人差し指と中指を負傷した。	31	7	10806	30~ 49
73	2016	10	5~6	旋盤部署で、シリンダーを固定する三角コーンにシリンダーをセットする際に、一度でセットすることが出来なかったため、微調整を行うべきところを素手で調整をしてしまい、装着していた手袋が機械に巻き込まれてしまい、同時に指も巻き込まれてしまった。	50	7	11209	10~ 29
74	2016	9	9~ 10	旋盤部の工場内の作業中に、製品にペーパー掛けしていて、自分の不注意でチャックに右手が接触して骨折した。	23	3	11209	1~9

75	2016	9	17~ 18	工場内において、旋盤にて単能盤の部品であるシャフトの外径を調整するため、旋盤に取り付けたシャフトにサンドペーパーを巻きつけて研磨をしていたところ、左手の軍手がサンドペーパーとシャフトに引っ掛かり左手を巻き込まれて負傷した。	46	7	11301	50~ 99
76	2016	9	10~ 11	工場内で旋盤で金属加工をしている時、旋盤の回転が停止する直前に切粉を取ろうと左手を出したところ、加工していた品物に小指が巻き込まれて、左手小指を切った。	52	7	11209	1~9
77	2016	9	16~ 17	切削加工工程において部品切削加工中、治具に部品を装着する際に左手人差指が切削油で滑り、回転していたフライス刃に触れ、負傷した。	36	8	11305	10~ 29
78	2016	9	9~ 10	工場内において、汎用旋盤機械を使用して、材料のヤスリ掛け作業を行っていた。旋盤機械に材料を固定し、回転させて焼き面を滑らかにするため、右手に持ったペーパーヤスリでヤスリ掛けを行っていたところ、ヤスリごと右手が巻き込まれてしまい、右手中指を負傷した。	30	7	11209	1~9
79	2016	9	17~ 18	作業場にあるNC旋盤のマシンの前にてプラスチック製品の施工作業をしている際、工程が終了し、商品を取り外そうとした所落下し、咄嗟に手を出しキャッチした所、止まっている刃に触れてしまい右手中指先端を深く切ってしまった。	45	8	11709	10~ 29
80	2016	9	17~ 18	作業場にあるNC旋盤のマシンの前にてプラスチック製品の施工作業をしている際、工程が終了し、商品を取り外そうとした所落下し、とっさに手を出しキャッチした所、止まっている刃に触れてしまい右手中指先端を深く切ってしまった。	45	8	170101	100 ~ 299
81	2016	8	9~ 10	工場内において、旋盤を使用して、ウレタンゴムロールをペーパー掛けしている最中に誤って手を滑らせ、左腕がウレタンゴムロールに巻き込まれ負傷した。	36	7	10806	10~ 29
				工場の汎用旋盤でボルトの切断加工終了後、ニュートラルに				

82	2016	8	13～ 14	し、惰性で回っている旋盤を止めようと軍手をしてウエスを持った手で触ってしまったため、左手を巻き込まれてしまった。	49	7	11503	10～ 29
83	2016	8	9～ 10	旋盤で熱処理前の金属を加工中、プログラム加工によりカバーを閉めて品物をカバーの窓から覗いていたら、切粉が足元にきているのに気が付かず、右足首の上に巻きつき元から引っ張られて作業ズボンの上から右足首上すね辺りの右側面を裂傷した。	38	4	11301	10～ 29
84	2016	8	20～ 21	工場内に於いて、鉄パイプを旋盤と両手でサンドペーパーを用いて、そのパイプを表面仕上げしている際、右腕が回転しているパイプに引き込まれてしまい負傷した。	45	7	11402	50～ 99
85	2016	7	11～ 12	工場内で施盤でフランジ切削中、手が滑り、刃物とチャックのツメの間に手をはさまり負傷した。	69	7	11301	1～9
86	2016	7	13～ 14	3.2mmの鋼板に穴を開けていた所、その品物の積み方が片方向に積まれていた為、なだれ現象が起き、鋼板が崩れ右足親指、人差し指、甲を剥離骨折した。	36	4	11203	30～ 49
87	2016	7	10～ 11	作業場にて、施盤に取り付けた保護カンの研磨作業をしていた際、紙やすりの端と端を素手で持ち、保護カン中心の棒状部分に紙やすりを当てていた時に、不注意にて、回転する棒状部分に紙やすりが巻きつき、右手人差し指が紙やすりに巻かれ、緊急停止ペダルを踏んだが間に合わず、右手人差し指を負傷した。	68	7	11209	1～9
88	2016	7	14～ 15	工場内にて施盤を使いペーパーヤスリで製品を磨いている時に、手が滑り誤ってチャックの爪に手の甲をあててしまい骨折をした。	45	3	11305	1～9
89	2016	7	15～ 16	製品工場にて、施盤を使い丸棒のサンプルを加工している際、長く伸びた切粉が左手の手袋に絡み、回転しているサンプル	64	7	11101	50～ 99

				に左手が巻きこまれた。				
90	2016	7	14～ 15	工場内汎用施盤で作業中、刃物台の角度調整のため、固定ボルトを緩めていた。ボルトが固く締まっていた為、力を入れて、緩めようとしたら、工具から手が滑り加工中の製品に右手甲をぶつけ裂傷した。	51	7	11209	50～ 99
91	2016	6	10～ 11	工場内において、施盤を使ってステンレス製品の外径の切削作業中、その加工状況を確認しようとしたところ、出て来た切粉に誤って触れてしまい、左手指に切創を負った。	55	8	11305	10～ 29
92	2016	6	10～ 11	工場内において、施盤を使ってステンレス製品の外径の切削作業中、その加工状況を確認しようとしたところ、出て来た切粉に誤って触れてしまい、左手指に切創を負った。	55	8	170101	10～ 29
93	2016	6	9～ 10	NC旋盤を操作中、回転している加工品にヤスリ掛けをしていて、手ぶくろをしている左手が、紙ヤスリ、手ぶくろと巻き込まれて受傷した。	64	7	11301	100 ～ 299
94	2016	6	20～ 21	工場の旋盤室にて旋盤を使用して部品を磨く作業をしている際に、左手首が旋盤作業中に巻き込まれ負傷した。	44	7	10805	30～ 49
95	2016	6	12～ 13	工場内にて、自動旋盤機刃具の交換作業中に、刃物のねじ締め部品をゆるめて新しい刃具を取り付けようとした時、ねじが固く力を込めた反動で隣の刃具に右手の甲が当たり負傷した。	22	8	11209	10～ 29
96	2016	5	11～ 12	製造に必要な部品を加工する為、施盤工作所で作業中に、回転中の加工物に手が触れ、施盤に軍手ごと指が巻き込まれた。	30	7	11209	10～ 29
97	2016	5	16～ 17	保守作業においてNC施盤の主軸モータのファンモータを固定しているボルトを外すため六角レンチを手前に引いた際に、腰に無理な力がかかり腰部を痛めた。	38	19	11409	1000 ～ 9999
				工場技術現場の金型加工コーナーにて、施盤加工機を使用し				

98	2016	5	15～ 16	てφ30×1mの金属シャフトをセットし時計回りで毎分150回のスピードで回転させて、ペーパーを右手に持って、回転しているシャフトを握るように研磨作業を行っていた。その作業中にペーパーがシャフトに絡み付き、同時に右手及び右腕を巻き込み、右腕を骨折した。	60	7	10805	100 ～ 299
99	2016	4	13～ 14	旋盤にて直径80mmのボールベアリングの外輪加工中、主軸にそのベアリングがチャッキングが出来ず戻しボタンを押さずにチャックを解除してベアリングを取り除こうとした際、ローディングが下りて来て主軸の先端とローディングに右手指を挟まれ、負傷した。	54	7	11209	1～9
100	2016	4	4～5	機械で刃具（チップ）交換時、「非常停止ボタンを押し、機械を停止させてから作業を行う」ルールになっているが、被災者は非常停止ボタンを押さず（押したつもり）に作業に入ったため、空運転が始まりスライドが発進し、ホルダー先端とチャックの間に指を挟まれ、左手中指先端を負傷した。	35	7	11502	30～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各起因物における死傷災害100事例（-2017年）](#)に戻る。